

「やまなしの森づくり・CO2吸収認証制度」の概要

趣旨

県内で森づくり活動を行う企業・団体の森づくり活動によるCO2吸収量を認証することにより、

- 企業・団体の森づくりへの参加を促進する。
- より多くの県民が森づくり活動の効果に関心を持つ契機とする。

認証対象者

- 森林所有者と森林整備に関する協定(3年以上)等を締結し県内で森づくり活動を行う企業・団体

認証対象事業

- 協定に基づき実施する植栽、下刈り、除伐、枝打ち、間伐等

認証対象森林及び面積

- 認証対象森林は、認証対象者による森づくり活動(認証対象事業)が行われている森林
- 認証対象面積は、当該年度に対象事業を行った面積

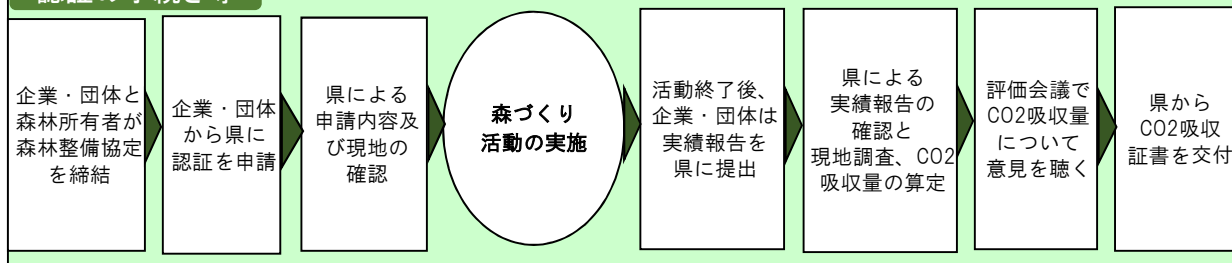
認証の期間

- 1年間の吸収量を認証

CO2吸収認証評価会議

- 認証の客観性及び信頼性を確保するため、有識者等によるCO2吸収認証評価会議の意見を聴く。

認証の手続き等



CO2吸収量の算定

- CO2吸収量(t-CO2/年)

年生長量×容積密度×バイオマス拡大係数×炭素含有量×二酸化炭素換算係数
(これによりがたい場合は、他の認証制度の算出方法により算定することができる。)

証書の交付

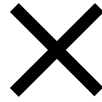
- 証書には、対象者、対象森林、対象事業、対象面積、実施期間、CO2吸収量を記載
- 交付された証書を第三者に販売又は譲渡することはできない。
- 証書の発行手数料は無料

広告・宣伝への利用

- 証書の内容を広報宣伝活動に利用することができる。
- 他の制度、計画等で、この制度により認証した吸収量を活用することができる。

企業・団体によるCO2吸収認証の活用

企業・団体等による
森づくり活動



やまなしの森づくり
・CO2吸収認証制度

SDGsや
カーボンニュートラルの
取り組みに活用

- ・ 企業イメージ、ブランド価値の向上
- ・ SDGs達成に向けた経営戦略の明確化
- ・ 低炭素社会の実現に貢献
- ・ 環境問題に対する社員の意識向上
- ・ CSRの取り組み 等

排出抑制制度に活用

◆山梨県地球温暖化対策条例

- ・ 温室効果ガスの吸収認証を規定
- ・ 一定規模以上の事業者（特定事業者）には排出抑制計画の策定を義務付け
- ・ 排出量と森林整備による吸収量の相殺

◆温室効果ガス排出抑制計画トライアル事業（山梨県）

- ・ 特定事業者に該当しない中小の事業者を対象に事業者の自主的な取り組みとして実施
- ・ 排出量と森林整備による吸収量の相殺

◆他の自治体の制度の活用

- ・ 地球温暖化対策計画書制度(横浜市)
一定規模以上の温室効果ガスを排出する市内の事業者が、温室効果ガスの排出の抑制等に向けた取り組みの中で、山梨県の森林吸収認証分を調整後排出量として算入可能